

＜荘銀＞ダイレクト

住宅ローンサービスに関する Q&A

▶ 住宅ローンサービス

Q1 住宅ローンサービスとはなんですか？

A1 ＜荘銀＞ダイレクトにご登録頂いてる口座と同一の取引店でお借入れの住宅ローンの「残高照会」・「返済予定表照会」・「一部繰上返済」を行うサービスです。

Q2 一部繰上返済は全ての住宅ローンが対象ですか？

A2 住宅金融支援機構のお借り入れ(フラット35を含みます)、つなぎローン、リフォームローン、アパートローン、利子補給を受けるなど自治体と提携している住宅ローン等、当行が指定する住宅ローンについては一部制限があるもしくは対象外となる商品があります。くわしくは荘銀ダイレクトサポートセンターまでお問い合わせください。

Q3 住宅ローンサービスのご利用時間を教えてください。

A3 本サービスのご利用時間は、平日および土・日・祝日ともに0:00から24:00となります。

Q4 一部繰上返済はどのような機能ですか？

A4 ＜荘銀＞ダイレクトにご登録いただいている口座と同一の取引店でお借入れの住宅ローンについてお借入残高の一部を毎月のご返済額とは別に繰り上げて返済するサービスです。次のいずれかの方式をお選びいただけます。

- ①ご返済期間の短縮: 毎月のご返済額を変えずに、最終返済期日を短縮する(現在の毎月返済額の倍数をご返済いただき期間を短縮)
- ②ご返済額の変更: 毎月のご返済額を変更する(最終返済期日も短縮可能)

Q5 一部繰上返済する場合、手数料は必要ですか？

A5 本サービスでの一部繰上返済は無料となります。

Q6 一部繰上返済の申し込み方法を教えてください。

A6 ＜荘銀＞ダイレクトより次回約定返済日の1ヶ月前応当日の翌日から次回約定返済日の前日まで返済予約をお申込みいただけます。

Q7 一部繰上返済方法を教えてください。

A7 返済方法は毎月の返済額を変えずに、最終返済期日を短縮する「期間短縮」と「毎月の返済額を変更する」2つの方法があります。

Q8 実際の返済日はいつですか？

A8 次回約定返済日(銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日)となります。従いまして、次回約定返済日の1ヶ月前応当日の翌日から次回約定返済日の前日までに返済予約のお申込みが必要となります。

Q9 一部繰上返済できる金額に制限はありますか？

A9 10万円以上1円単位でご利用できます。シミュレーションの結果によっては実際の一部繰上返済額が10万円を下回る場合があります。繰上返済シミュレーション画面より内容をご確認ください。期間を短縮する場合の金額設定は、ボーナス返済をご利用でない場合は「毎月返済額の元金1回分」、半年ごとのボーナス返済をご利用の場合は、「毎月返済額の元金6回分＋増額返済額の元金1回分」をご返済単位としてお取り扱いいたします。

Q10 一部繰上返済の申込みを取止めることはできますか？

A10 一部繰上返済申込みの取消は、繰上返済予定日の前日までに手続きください。

Q11 連帯債務型の住宅ローンも利用できますか？

A11 連帯債務者のご契約がある場合は、あらかじめ連帯債務者の同意があるものとしてお取り扱いいたします。一部繰上返済等のお取り引きにつきましては、同意確認がお済みでない場合は確認後にご利用ください。
※一部のお客さまにおかれましては住宅ローンサービスが利用できない場合がございます。
くわしい内容は荘銀ダイレクトサポートセンターまでお問い合わせください。

Q12 返済口座が残高不足の場合、返済はどうなりますか？

A12 返済日当日の時点で残高が不足した場合、繰上返済のお申込みは解除となります。

Q13 全額繰上返済はできますか？

A13 本サービスでは全額返済はできません。ご希望のお客さまはお取引の荘内銀行窓口にご相談ください。

Q14 一部繰上返済の申込み(申込み取り消し)を確認する方法はありますか？

A14 ご登録いただいているメールアドレスに、受付完了のEメールが送信されます。
また、住宅ローンメニュー画面の「ご依頼内容の照会・取消」から住宅ローンお取引状況一覧をご照会いただき、当該受付番号の状況欄が「予約中」または「取消済」となっていることを、あわせてご確認ください。

Q15 返済予定表照会を行ったが表示されません。

A15 一部繰上返済予約中および一部繰上返済日当日は、返済予定表照会をおこなうことはできません。一部繰上返済翌日より照会可能となります。

Q16 申込みにあたっての注意点を教えてください。

- A16**
- ①繰上返済する際、当初借入日から最終返済日までのご返済期間が10年未満(元金のご返済回数が120回未満)となった場合、住宅借入金等特別控除の適用が受けられなくなりますのでご注意ください。
 - ②「住宅取得資金に係る年末残高証明書」は、毎年9月末現在の住宅ローン残高を基準にお客さまに郵送しております。10月から12月にかけて本サービスを利用して一部繰上返済を行い、お借入残高が減少した場合は再発行が必要となります。再発行については住宅ローンのお取引店窓口にお申し付けください。
 - ③繰上返済時におけるローン融資時にお支払いの保証料の返戻につきましては、保証会社所定の手数料控除後の金額となります。一部繰上返済の都度、保証料を返戻するのではなく、借入金の完済時に一括して返戻させていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - ④繰上返済予定日当日のお引き落としは早朝1回のみとなりますので、繰上返済元利金と約定返済分を合わせて前日までにご入金くださいますようお願いいたします。

▶ サービス内容、操作のお問い合わせは、「荘銀ダイレクトサポートセンター」へご連絡をお願いいたします。

荘銀ダイレクトサポートセンター

フリーダイヤル **0120-61-4071**

【受付時間】平日 午前9:00～午後7:00(銀行休業日を除く)